

政策的随意契約による役務の提供について（契約前公告）

通常清掃業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を行うので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第165条第2項第1号の規定により公告する。

令和5年3月10日

福井県立敦賀産業技術専門学院
学院長 中社 敏朗

記

1 契約の内容

- (1) 契約名称 通常清掃業務
- (2) 業務内容 福井県立敦賀産業技術専門学院内の通常清掃
(業務仕様書の交付を希望する場合は、下記に申し込みください。)
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 契約締結予定日 令和5年4月1日
- (5) 担当部署および履行箇所
福井県立敦賀産業技術専門学院（敦賀市道口19号2-1）
電話 0770-22-0143

2 契約の相手方の選定基準

福井県内に所在すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業所に限る。）を行う事業所として指定されている施設であること。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認の上、契約する。
- (3) 当該見積書の採用決定の効果は、令和5年度予算発効時において生じる。

4 契約の申込み（見積書の提出）の方法

- (1) 提出期限 令和5年3月27日 9時10分
- (2) 提出先 住 所：敦賀市道口19-2-1
所 属：福井県立敦賀産業技術専門学院
連絡先：0770-22-0143
- (3) 採用決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に、1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、契約申込者は、消費税および地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。